短 オランダ及び英国におけるイラク戦争検証の動向

報

外交防衛課 久古 聡美

はじめに

イラク戦争の開戦から7年余りが経過した。 イラク国内では、依然として散発的に宗派対立 を背景としたテロ事件などが起き、イラク市民 や治安部隊及び駐留軍の兵士に多数の犠牲者が 出ている状況であるが、2007年秋以降は市民 や兵士の犠牲者数が大幅に減少し、全体として 治安は改善傾向にある。イラクの自立に向けた 動きも一定の進展を見せており、2009年6月、 イラク駐留米軍は戦闘部隊を都市部から撤退さ せ、全土の治安権限がイラクに移譲された。7 月には英国やオーストラリアなど米国以外の駐 留国の部隊が全て活動を終えた。残るイラク駐 留米軍も、2010年8月に全ての戦闘任務を終 了し、2011年末までにイラク全土から撤退す る計画となっている。また、2010年3月には、 フセイン政権崩壊後の新憲法の下で2度目とな るイラク国民議会選挙(総選挙)が行われ、イ ラク国民主体での国家再建が始まりつつある。

一方で、イラク戦争は、これまで、開戦の 是非、占領・復興政策のあり方などを始め、様々 な議論を呼んできた。開戦前の国連安保理の「第 二の決議」をめぐる審議が米英と仏独露の対立 により行き詰まったこと、開戦の理由となった 大量破壊兵器はその後に発見されなかったこ と、また、復興が難航して多数の民間人や兵士 が犠牲となったことなど、多くの論点を抱えて いるのは確かである。最近では、当時開戦を支 持したオランダや英国において、イラク戦争に 関する本格的な検証を行う動きが起きている。 両国では、当時の政策や開戦の是非等を検証す るため、政府や議会から独立した調査委員会が 設立された。

我が国は、両国と同じく、イラク戦争の開戦にあたって、当時の政府が支持を表明した。その後は、イラク復興支援特別措置法(「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号))に基づき、2003年12月から約5年にわたって自衛隊を派遣して復興支援活動を行った。我が国がとった一連の対応に関しては、検証を求める声が少なからず挙がっており、政府の中でも今後の総括を視野に入れた発言が聞かれる⁽¹⁾。今後我が国の政策を顧みる上で、オランダ及び英国の委員会の調査結果や調査の枠組みは一定の参考となろう。

本稿では、オランダ及び英国で行われているイラク戦争の検証に関して、調査に至る経緯、 委員会の概要、調査の結果や動向といった点に 焦点を当て、その内容を簡潔に紹介する。

I オランダにおける検証

1 イラク戦争への対応

2003年3月20日、米英両国を中心とする有 志連合はイラクへ攻撃を開始したが、オランダ のバルケネンデ首相(2002年から現職)は、有 志連合による軍事行動に対して「政治的支持」 (political support)を表明すると同時に、軍事的 な役割は負わない(will not play a military role)

⁽¹⁾ 岡田克也外務大臣は、「少し視野を長く見て、将来の課題として、イラク戦争に対する日本政府の関与の仕方がどうだったのかということをどこかで総括したいというふうには思っております」と発言している。第 174 回国会衆議院外務委員会議録第 3 号 平成 22 年 3 月 10 日 pp.26-27.

という立場をとった⁽²⁾。同年 5 月、イラクのフセイン政権が倒れて主要な戦闘が終了し、イラクの安定・安全の回復への貢献や人道・復興支援を各国に要請する国連安保理決議 1483 号が採択されると、同決議に応じる形で、オランダは、2003 年 7 月から、治安維持等の目的でイラク南部のムサンナ県に 1,100 人ほどのオランダ兵を駐留させた。2005 年 3 月には、任務を終了し、部隊を撤退させている⁽³⁾。

開戦前の2002年11月、国連では、イラクの大量破壊兵器開発・保有疑惑に関して、国連による査察受け入れ等の義務の履行をイラクに対し強く求める国連安保理決議1441号が採択された。その後に行われた査察へのイラクの協力が不十分であったことから、以後の対応をめぐって国連で議論が行われたが、国連安保理決議1441号に次ぐ、イラクへの武力行使を容認する「第二の決議」の採択に向けて動いた米英と、査察を継続すべきと主張する仏独露とが対立することとなった。結果として、第二の決議は採択に至らず、米英は国連安保理決議1441号を根拠にイラク戦争の開戦に踏み切った経緯がある。

オランダ政府は、開戦の法律上の根拠として、フセイン政権が過去に武装解除の義務違反を重ね、関係各国の12年間の外交的解決に向けた努力が実らなかったことを背景に、第二の

決議が採択されることが政治的な理由から望ましかったとしつつ、国連安保理決議 1441 号は軍事行動の十分な根拠になるという解釈を示していた $^{(4)}$ 。

2 調査委員会の設置経緯と概要

開戦後、オランダの議会では、野党を中心に政府のイラク政策に関する問題が度々提起され、また、政策を検証するための委員会の設置を求める声が継続的にあがっていた。これに対し、バルケネンデ首相が率いる与党のキリスト教民主勢力(CDA)は、調査の要求を一貫して退けていた。

また、オランダのメディアの中ではイラク戦争に対する関心が高く、当時の政策関係者のメモや文書が流出するなどして、政府がとった政策に関する数々の疑問や疑惑が報じられていた。2009年1月19日、オランダの日刊紙『NRCハンデルスブラット』(NRC Handelsblad)は、開戦時に政府がとった立場の法的な正当性に疑問を呈する、外務省の法律担当者の見解が記されたメモが存在していたと報じた(5)。それから8日後にも、オランダのテレビ放送(RTL)で、オランダ政府が米国からの非公式要請を受けて、開戦時に軍事的支援(フリゲート艦の派遣)を行う可能性を検討していたとの、また別の疑惑が報じられた(6)。相次ぐ報道による社会の関

^{(2) &}quot;Brief Statement by Prime Minister Jan Peter Balkenende Following the Start of the Armed Conflict in Iraq." Government of the Netherlands, 2003.3.20. 〈http://www.government.nl/dsc?c=getobject&s=obj&objec tid=77304〉 ただし、2010 年 5 月 14 日現在、ページが表示できず(削除された可能性もある)。

⁽³⁾ なお、イラク治安部隊の訓練等を行う北大西洋条約機構(NATO)のミッション(NATO Training Mission-Iraq: NTM-I)に関しては、現在も兵士の派遣を継続している。

^{(4) &}quot;Iraq 2002-2003," Government of the Netherlands. 〈http://www.government.nl/Subjects/Dutch_military_mission_to_Iraq/Iraq_2002_2003〉ただし、2010年5月14日現在、ページが表示できず(削除された可能性もある)。

^{(5) &}quot;Civil servants allegedly kept minister in the dark on Iraq war," *NRC Handelsblad*, 19 January 2009. 〈http://www.nrc.nl/international/article2124426.ece〉記事によれば、このメモは開戦後の 2003 年 4 月に作成されたが、議論は打ち切りという注釈が付けられており、外務省の高官は、当時のデ・ホープ・スケッフェル外相にメモを送付しなかったとされる。

⁽⁶⁾ RTL の報道内容を紹介したものとして、次の新聞記事がある。 "Dutch considered military support for US invasion," *NRC Handelsblad*, 28 January 2009. 〈http://www.nrc.nl/international/article2134154.ece〉記事によれば、バルケネンデ首相が率いるキリスト教民主勢力(CDA)は、イラク戦争への関与に反対の立場である労働党(PvdA)と連立協議の最中であったことから、この計画は頓挫したとされた。

心の高まりを背景に、2009年2月2日、バルケネンデ首相は、開戦に至る経緯や政策を検証するため、政府や議会から独立した調査委員会を設置することを表明した⁽⁷⁾。イラク調査委員会(Commissie van Onderzoek Besluitvorming Irak)は、2009年3月6日、法令⁽⁸⁾に基づき正式に設置された。

なお、野党はこれまで、公的な場で開かれ、かつ、証人に宣誓を求めることができる点などから、議会に調査委員会を設置することを要求してきたため、独立調査委員会であることに対する批判も上がったが、バルケネンデ首相は、結果が議会にとって不十分な場合は議会での調査も可能との方針を示し⁽⁹⁾、最終的には理解が得られた形となっている。

調査委員会の委員長は、オランダの前最高裁判所長官であるヴィリブロールト・ダーフィズ (Willibrord Davids) 氏である。委員については、委員長の推薦に基づき、歴史及び法律の専門家のセース・ファスール (Cees Fasseur) 氏や、オランダ戦争資料研究所 (Netherlands Institute for War Documentation: NIOD) の長であるマルヤン・スフヴェーフマン (Marjan Schwegman) 氏ら6名が指名され (10)、計7名によって検証が行われた。

調査対象は、イラク戦争への「政治的支持」 に至るプロセスを中心とした、2002年夏から 2003年夏にかけての政府の政策である。さら に、とりわけ、国際法、情報機関の活動と情報 の流れ、軍事的支援に関する疑惑に関しても調 査対象として取り上げられた。

調査は、関連する膨大な量の各種文書(機密 文書も含む)及び関係者からの証言の聴取に基 づいて行われた。証人となったのは、当時の閣 僚や政府高官、軍関係者、議会関係者など57 名と情報機関関係者8名である。

3 報告書の概要

調査開始から約10か月後の2010年1月12日、調査結果として全551ページの報告書(11)が発表され、政府に提出された。報告書では、まず、背景として1990年のイラクによるクウェート侵攻からの出来事に対する考察が行われた後、オランダ国内のイラク問題に関する議論の動向など社会的な背景が述べられている。続いて、政治的な意思決定の経過、与党が行っていた連立協議が意思決定に及ぼした影響、2001年9月の米国における同時多発テロ以降のイラクをめぐる国際的な力関係、軍事介入に関する国際法の根拠、オランダの情報機関の役

^{(7) &}quot;Committee to investigate Dutch decision-making on Iraq," Government of the Netherlands, 2009.2.2. (http://www.government.nl/News/Press_releases_and_news_items/2009/February/Committee_to_investigate_Dutch_decision_making_on_Iraq)

⁽⁸⁾ Besluit van de Minister-President, Minister van Algemene Zaken, en de Ministers van Buitenlandse Zaken, van Defensie en van Binnenlandse Zaken en Koninkrijksrelaties, van 6 maart 2009, nr. 3075101, houdende instelling van een commissie van onderzoek (Instellingsbesluit commissie van onderzoek besluitvorming Irak) この中で、委員会の調査対象、委員構成、委員会の調査権限等が規定されている。

^{(9) &}quot;Parliament backs commission to probe Iraq War support," NRC Handelsblad, 5 February 2009. http://www.nrc.nl/international/article2142557.ece

⁽¹⁰⁾ 政府は、委員には閣僚の経験者を含めることが望ましいと主張したが、ダーフィズ委員長は、調査に政治的な要素が絡むことを避けるという理由で、閣僚・政治家を含めない人選を行っている。"No former politicians on Iraq inquiry committee," *NRC Handelsblad*, 25 February 2009. 〈http://www.nrc.nl/international/article2163114.ece〉

⁽¹¹⁾ Rapport Commissie van onderzoek besluitvorming Irak, Rijksoverheid, 2010.1.12. 〈http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2010/01/12/rapport-commissie-davids/rapport-commissie-irak.pdf〉報告書の巻末には、英文の概要(Summary: pp.517-525.) 及び英文の結論(Conclusions: pp.527-533.) が付されている。

割、軍事的支援に関する疑惑、憲法など法規上の分析、といった事項について記述されている。最終章では、調査の結果として49の結論が挙げられ、政治的支持に至る政策の経緯や背景が明確に指摘されるとともに、戦争の国際法上の根拠については不十分であるなどと述べられている。

49の結論のうち、政策の経緯や国際法との 関係等に関する主要な点は、次の通りである ([]内は執筆者補記。また、便宜的に、順序を論 点ごとに並び替えた)。

<政策の経緯及び背景>

- ・2002 年 8 月当時、新任のデ・ホープ・スケッフェル外相は、イラクの問題について外務省内の担当者に相談し、この相談は、後に外相が最初に下院に提出した供述書(2002 年 9 月)の元になった。内閣、首相、国防相のいずれも事前に供述書の内容について相談されていなかった。供述書は、政府の考え方の土台を形成し、開戦直前の最終的な政府の政策文書の内容へとつながった。
- ・バルケネンデ首相は、イラク問題に関しては、 ほとんど、又は、全く議論をリードせず、外 務省に完全に任せていた。2003年1月になっ て首相が強い関心を示すようになった時に は、外務省の示した立場が既に政府の政策と なって確立されていた。
- ・政府は、開戦前の早い段階で、自国を米英と同じ立場に位置づけた。一方で、政府は、米国が主張していたイラクの体制を転覆(regime change)させる戦略には国際法上の根拠がないとの見方をしていた。しかし、米英両国の行動は体制転覆という結果になることは不可避であり、政府は自国の方針と一致しない目的を持った戦争に対して、政治的支持を表明することになった。ゆえに、オランダのとった立場は、やや不誠実なもので

あったと言える。

- ・2002 年 8 月に外務省が立てた政策の基本的 方針の中では、国際法上の合法性に関する問題は、補足的な扱いに留まっていた。同様に、情報機関から提供される情報や兵器査察の報告の情報は、十分に重視されていなかった。
- ・政府と連立政権の政党は、2002年9月の[外相の供述書で示された]立場を維持することに固執したため、イラクに関する政策について議会との間で実質的な意見交換がなされなかった。
- ・オランダやその他の国による支持表明は、 地球規模での侵攻(有志連合)に対する支援 (support for the invasion at the global level (the coalition of the willing)) を増加させ、米国に 利益をもたらした。米国は、オランダの政治 的、軍事的支援を獲得するために強い圧力を かける必要はなかった。オランダは、政治的 支援と軍事的支援とを明確に区別していた が、この区別を米国は必ずしも理解していた わけではなかった。
- ・イラク侵攻を支持した決定は、主に、大西洋 諸国の連帯(Atlantic solidarity)、イラクに関 する政策の継続性への欲求といった、国際 政治上の考慮からくるものであった。しか し、米英両国の追求する目標は、2003 年以 降は、[イラクが行った]侵略を罰すること から、イラク占領という結果を招かざるを得 ない、[イラクに対する]介入へと変化した ため、そのような政策の継続は望ましかった のかどうか疑わしい。

<情報機関の活動と政府>

・オランダの情報機関⁽¹²⁾は、AIVD (総合情報保安局)と MIVD (軍情報保安局)のどちらも、イラクの大量破壊兵器計画に関して十分な量の独自情報を保有していなかった。両局と

⁽¹²⁾ オランダの情報機関は、主として、文民による情報収集や国内保全活動の総括を行う内務省所管の総合情報保安局(Algemene Inlichtingen- en Veiligheidsdiens: AIVD)と、軍事的な脅威を中心に扱う国防省所管の軍情報保安局(Militaire Inlichtingen- en Veiligheidsdienst: MIVD)から成っている。

も、評価は、主に、国連の査察団の報告書と 海外の情報機関が提供する情報に基づいて 行った。

・AIVD 及び特に MIVD が作成した大量破壊 兵器に関する報告は、他国が公表していた報 告よりも微妙な表現 (more nuanced) をして いた。関係閣僚や関係部局は、その微妙な表 現を反映させずに、むしろ、報告から政府の 既存の立場に合致する部分を抽出した。政府 のイラクの大量破壊兵器に関する描写は、米 英両国からの公的またはそれ以外の[非公式 の]情報にかなりの程度誘導されていた。

<戦争の国際法上の根拠>

- ・1990 年代の一連の対イラク安保理決議は、 2003 年の米英の軍事介入に対して法的な権 限を与える性質のものではなかった。国連安 保理決議 1441 号の表現については、ある種 の曖昧さは存在するが、国連安保理による承 認なしに、決議に従うことをイラクに強制す るための軍事力の行使を個々の加盟国に認 めていると合理的に解釈することはできない。
- ・オランダ政府が度々繰り返した、「第二の決議は『政治的には望ましいが、法的には絶対必要なものではない』」との見解を擁護するのは容易ではない。国連安保理決議 1441 号の文言と作用を、そのような第二の決議として解釈することはできない。ゆえに、軍事行動は、国際法の下で何ら、法的に有効な権限(sound mandate)を与えられていなかった。
- ・外務省内の国際法の解釈は、熟達した、最新 の法的分析に基づくものではなかった。イラ クに対する武力行使の正当性に関する意見 の相違が外務省内に存在したことは、極めて

不幸なことであった。

・概して、外務省や政府全体の意思決定の中で、 国際法上の助言が適切に考慮されるための、 組織構造の改善などの整備が行われるべき である。

<その他>

- ・米国からの支援要請を受けてオランダの支援 内容に関する交渉が行われた際、オランダ は、軍事的支援を行うためのいかなる決断 も、オランダ自身の判断に基づいて行われる べきであると、米国側に条件として明確に伝 えていた。従って、実質的な軍事的支援に関 しては、独立した意思決定の権限を維持して いた。
- ・委員会としては、オランダがイラク侵攻に対 して積極的な軍事的支援を行ったという噂 を裏付ける証拠は見いだせなかった。
- ・独立調査委員会に対して開示された、いくつかの機密指定文書に関しては、機密に分類することによって歴史研究や事実の解明が不合理な程度まで妨げられると考えられ、その分類付けには疑問がある。委員会は、機密文書の指定に関する定期的な見直しを行う仕組みを導入することを勧告する。

4 以後の動向

報告書の提出を受けて、バルケネンデ首相はコメントを発表し⁽¹³⁾、軍事的支援に関する疑惑が晴らされたことを評価しつつ、国際法の問題については、報告書が示した結論以外にも様々なアプローチが取られ得るなどとして当時の政府の立場を擁護した。さらにその翌日、首相のコメントに批判的な意見が多く出たことから、改めて内閣の返答としての書簡が発表され⁽¹⁴⁾、

^{(13) &}quot;Balkenende: thorough report by Davids Committee," Government of the Netherlands, 2010.1.13. (http://www.government.nl/News/Press_releases_and_news_items/2010/January/Balkenende_thorough_report_by_Davids_Committee)

^{(14) &}quot;Dutch cabinet admits fault, averts crisis," NRC Handelsblad, 13 January 2010. http://www.nrc.nl/ international/article2458168.ece; "Iraq report: PM now accepts criticism," DutchNews.nl, 14 January 2010. http://www.dutchnews.nl/news/archives/2010/01/iraq_report_pm_now_accepts_cri.php)

「現在知り得ている情報に基づけば、より適切な法的根拠付けが必要であった」など、政府の対応に一部誤りがあったとの見解が示されている。その後の議論は議会の場に引き継がれ、翌月の2010年2月に野党議員から、イラク戦争に関する政府の政策に関して首相の責任を問う不信任決議が出されたが、投票の結果否決され、議論は一応の決着を見ている(15)。

Ⅱ 英国における検証

1 イラク戦争への対応

英国は、米国とともにイラクに侵攻し、最も戦闘が激化した時期には最大で約46,000人の兵士を派遣するなど、米国に次ぐ規模の兵力をイラクに投入した。大規模な戦闘が終了した後は、英国軍の部隊はイラク南部バスラを拠点に治安維持にあたった。2009年4月末には戦闘部隊の任務を終了させ、残る部隊も同年7月に任務を終えて撤退している⁽¹⁶⁾。撤退までに犠牲となった兵士は、179人にのぼった。

軍事行動の法的な根拠については、英国政府は、法務長官の解釈に基づき、イラクがこれまで一連の国連安保理決議によって課された義務を履行せず、国連安保理決議1441号に従わずに重大な違反をした結果、各国に「必要なあらゆる手段を使用する」権限を与えるとする、国連安保理決議678号(1990年11月採択)の効力が復活して武力の行使が可能になるとの立場をとっていた(17)。国連安保理決議678号は、

イラクのクウェート侵攻(1990年8月)を発端 として採択されたもので、湾岸戦争における米 国を中心とする多国籍軍の武力行使は、同決議 を根拠に行われた。

イラク戦争当時の英国の世論は、開戦前の2003年2月にロンドンで非常に大規模な反戦デモが起こり⁽¹⁸⁾、また、同月の世論調査においても対イラク軍事攻撃に対する反対が52%に上り⁽¹⁹⁾、戦争に反対する声が大きくなっている状況であった。議会では、2003年3月18日、下院でイラクに対する軍事行動への是非を問う投票が行われ、軍事行動への賛成が412票、反対が149票となって承認された⁽²⁰⁾。ただし、投票では与党の労働党内からも多数の反対票が投じられている。また、複数の閣僚・政府高官から政府の方針に反対する声があがり、政府周辺でもイラクへの軍事攻撃に対する批判は少なくない中での参戦であった。

2 調査委員会の設置経緯と概要

2009年6月15日、ブラウン前首相は、軍の撤退が本格化するのと並行して、イラク戦争に関する、独立の調査委員会(Iraq Inquiry Committee)を設置することを表明した⁽²¹⁾。調査の意義については、調査を通じて教訓を得ることで、英国の民主主義、外交、軍事の健全性を強化する目的があり、不可欠なものであると位置づけられている。

検証に携わるメンバーは枢密顧問官 (Privy Counsellor) 5 名で、北アイルランド省の事務次

^{(15) &}quot;Dutch PM survives motion of no confidence," *NRC Handelsblad*, 17 February 2010. (http://www.nrc.nl/international/article2485729.ece)

⁽¹⁶⁾ 英国は、イラクとの 2 国間の枠組みの下で、イラク海軍の訓練やイラク周辺海域の安全確保を行うための兵士の派遣を 2009 年 11 月からイラク政府の要請に基づいて行っており、また、NATO のミッション (NTM-I) に対する兵士の派遣も継続している。

⁽¹⁷⁾ House of Commons Hansard Debates for 18 March 2003, Columns 760-764.

^{(18) 「}国際政治動かした英の反戦デモ 準備2カ月、100万人動員」『朝日新聞』2003.2.25.

^{(19) &}quot;Blair's popularity plummets," *Guardian*, 18 February 2003. (http://www.guardian.co.uk/uk/2003/feb/18/politics.iraq)

⁽²⁰⁾ House of Commons Hansard Debates for 18 March 2003, Columns 907-911.

⁽²¹⁾ House of Commons Hansard Debates for 15 June 2009, Columns 21-24.

官を務めたジョン・チルコット(John Chilcot) 氏が委員長を務め、委員会は「チルコット委員 会」(Chilcot Inquiry)とも呼ばれている。チル コット氏は、これまでにも様々な調査委員会に 携わり、バトラー委員会(後述)にも委員とし て参加した経歴がある。委員は、客観的な調査 が行われるよう、政治的に中立な有識者や専門 家から選ぶという前提で選出され、核戦略や戦 史等の専門家で知られる国際政治学者のロー レンス・フリードマン(Lawrence Freedman) 氏、歴史家のマーティン・ギルバート(Martin Gilbert)氏、この他、駐ロシア大使などを務め た元外交官と無所属の上院議員が務めている。

委員会に与えられた調査範囲は非常に広く、開戦前から復興段階までを含む、2001年夏から2009年7月末までの約8年間のイラクへの関与について、包括的に検証されることになっている。調査においては、機密文書を含む政府や議会等の文書を精査しながら、公聴会での証人の口頭証言等を通じて得た情報を重視し、これらの裏付けを取りつつ繋ぎ合せ、事実を明らかにしていくというアプローチがとられている。公聴会は、安全保障や国際関係、英国の商業的利益といった公共の利益を害するような、機密として扱うべき内容のものを除いて、原則として公開されることになっており(22)、委員会のウェブサイト(23)上で証言内容のテキストと動画が公表されている。

調査結果の報告書は、2010年末までに提出

される予定である。報告書の提出後は議会で議 論されることになっているが、報告書とその議 論を通して、イラク戦争に関わる教訓を明らか にするという位置づけがされている。

これまでにも、英国では、イラク戦争に関 して、公的な調査が行われてきた経緯がある。 2003年7月には、下院外交委員会による「イ ラク戦争への決断」と題する報告書⁽²⁴⁾が出さ れた。この報告は、関係者から収集した証言に 基づき、イラクの大量破壊兵器に関する2つの 政府文書の作成過程や関連する経緯について考 察をしている。2つの政府文書とは、大量破壊 兵器の脅威を説明した2002年9月のいわゆる「9 月文書」(September dossier) と、大量破壊兵器 の隠蔽やイラクの情報活動に関する説明をした 2003 年 2 月のいわゆる「2 月文書」(February dossier)であり、両文書において政府が誇張な ど意図的な情報操作を行ったか否かが調査の焦 点となっている。報告書は、両文書の情報源の 信頼性に対して疑問を呈したが、一方で、閣僚 たちが誤った方向に議会を導いたわけではない と結論付けた。また、2004年には、2つの独立 の調査委員会による本格的な調査報告が出され た。一つは、元最高裁判所判事のハットン卿を 委員長とするハットン委員会 (Hutton Inquiry) の調査報告書 (2004年1月) ⁽²⁵⁾で、もう一つは、 バトラー元内閣官房長官を委員長とするバト ラー委員会 (Butler Inquiry) の調査報告書 (2004 年7月)⁽²⁶⁾である。ハットン委員会は、2003

²² 調査委員会の設立が発表された当初、ブラウン首相(当時)は公聴会を非公開の形で行う意向を示したが、議会や関係者から多くの反対意見が出て、また、委員長も公開すべきとの考えであったことから、可能な限り公開の場で開かれることとなった。次の記事を参照。"Public grilling for Gordon Brown and Tony Blair in Iraq inquiry," *Guardian*, 23 June 2009. 〈http://www.guardian.co.uk/politics/2009/jun/23/public-iraq-inquiry-blair-brown〉; "Public Iraq war inquiry 'essential', says chairman," *Guardian*, 22 June 2009. 〈http://www.guardian.co.uk/politics/2009/jun/22/iraq-war-inquiry〉

^{(23) &}quot;The Iraq Inquiry." http://www.iraqinquiry.org.uk/

²⁴⁾ House of Commons Foreign Affairs Committee, *The Decision to go to War in Iraq, Ninth Report of Session 2002-03*, Volume I, HC 813-I, 2003.7.3. (http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200203/cmselect/cmfaff/813/813.pdf)

²⁵⁾ Lord Hutton, Report of the Inquiry into the Circumstances Surrounding the Death of Dr David Kelly C.M.G., HC 247, 2004.1.28. (http://www.the-hutton-inquiry.org.uk/content/report/huttonreport.pdf)

年5月に英国のBBC (BBC Radio 4) によって、 9月文書は政府が情報を誇張したものであると する報道が行われたことが発端となっている。 その後、7月に、報道の情報源とされた国防省 顧問のケリー博士が自殺する事件が起こり、 ハットン委員会は、8月にその真相を調査する 目的で設置された。この報告書では、ケリー博 士を自殺に追い込んだ点について首相や政府の 関与を否定し、また、BBCの報道の根拠は不 十分だとして、政府の意図的な情報操作につい ては否定する結論が出された。バトラー委員会 は、その後、イラク戦争に関する政府の情報操 作疑惑について改めて調査を要求する声に応じ て、2004年2月に設置されたものである。報 告書では、9月文書の「イラクが45分以内に 生物・化学兵器を配備できる」との主張は、根 拠が確かでなく盛り込むべきではなかったとし たが、一方で、合同情報委員会 (JIC) (27) が情報 を意図的にねつ造した証拠や、政府高官の政治 的な利害に誘導された証拠はなかったとする結 論が出されている。

これらの過去に行われたイラク戦争に関する調査では、主に、イラクの大量破壊兵器保有 疑惑に関連する情報機関や政府の行動に焦点が 当てられていたが、今回のチルコット委員会の 調査は、開戦前から復興までを含む8年間にわ たる幅広い事項を対象としており、その意味で 画期的なものである。

3 調査の動向

2009年7月30日に委員会は正式に活動を開 始した。調査においては、まず、膨大な関連文 書を精査するのと並行して、イラク帰還兵や戦 死した兵士の遺族、各分野の専門家、野党のリー ダーや議会の関係委員会の長などから意見を聞 く機会が設けられ、委員会で重点的に扱うべき ことを様々な角度から把握する作業が行われ た。次に、政策に直接関わった閣僚・政府要人 や軍人の公開公聴会(第1期)が2009年11月 24日から2010年3月8日までの間に断続的に 開かれた。続いて、得られた証言等に基づく更 なる分析と、機密に該当する分野の非公開のヒ アリングが行われている。この中では、米国や イラクの関係者への面接も行われることになっ ている。この間の分析を通じてさらに調査・聴 取すべき事項を洗い出した上で、2010年5月 初旬の総選挙の後、2010年夏に公開公聴会(第 2期)が開かれる予定である⁽²⁸⁾。

公開公聴会の第1期では、ブレア元首相、 当時財務相のブラウン前首相を含む、主要な関係者に対する喚問が行われた。その様子は、テレビ放映及びインターネット上で動画配信され、また、調査に応じて、機密扱いだった書簡やメモ等も随時公開されている⁽²⁹⁾。

調査は進行中であり、現時点で今後どのような調査結果が導き出されるか不明ではあるが、参考までに、以下に、公開公聴会(第1期)のうち、主要な、または、特徴的な証言の概要

²⁶⁾ Review of Intelligence on Weapons of Mass Destruction, Report of a Committee of Privy Counsellors, Chairman: The Rt Hon The Lord Butler of Brockwell KG GCB CVO, HC 898, 2004.7.14. \(\http://archive.cabinetoffice.gov.uk/butlerreview/report/report.pdf \)

⁽²⁷⁾ 合同情報委員会(JIC)は、国家のインテリジェンス活動を統括する内閣府管轄の組織で、対外情報活動を行う外務省所管の情報局秘密情報部(SIS / MI6)や、国内におけるスパイ活動やテロリズム等への対策を行う内務省所管の情報局保安部(SS / MI5)をはじめとする、英国内の各情報機関から集まる情報を分析・評価する役割などを担っている。

⁽²⁸⁾ チルコット委員長は、公聴会の第2期を総選挙後に開く理由について、選挙に絡んで政治的に利用される場になることを防ぐためであると説明している。 "Sir John Chilcot's closing statement," The Iraq Inquiry, 17 December 2009. 〈http://www.iraqinquiry.org.uk/news/091217-closingstatement.aspx〉

^{(29) &}quot;Declassified Documents," The Iraq Inquiry. http://www.iraqinquiry.org.uk/transcripts/declassified-documents.aspx

をいくつか紹介する (カッコ内の日付は公聴会の 開催日) ⁽³⁰⁾。

- ・当時首相府報道戦略局長のアラステア・キャンベル氏 (2010年1月12日): 開戦前の 2002年、当時のブレア首相がブッシュ前米大統領に対し数々の書簡を送り、「我々は分析と懸念を共有する。サダム・フセインに義務を履行させ武装解除をさせるために英国は断固として協力する。もしそれが外交的に成し得ず、軍事的に成される必要があれば、英国はそこにいる (Britain will be there)」との旨を伝えていたと証言した。イラクが生物・化学兵器を「命令を受けて 45 分以内に配備可能」であるなどイラクの大量破壊兵器の脅威を主張した9月文書については、政府が情報を脚色したことを否定した。
- · 当時外相のジャック·ストロー氏 (1月21日): 調査委員会にストロー氏が提出した覚書の 中で、当時、イラクの問題に関し、コソボや アフガニスタンの問題などよりも、非常に深 刻な、道徳的かつ政治的なジレンマに直面し ており、軍事行動を支持するとの判断を自身 が行うことは、政府の行動を左右する決定的 なことだと自覚していたことを明かした。さ らに、もし自身が参戦に反対していれば、内 閣及び下院で多数の賛成を得られず、英国の 参戦は実際には不可能であっただろうとの 見解を示した。また、公聴会の証言の中で、 開戦前、侵攻自体には加わらずに情報収集や 輸送等の面で米国を支援するという代案を 練り、提案の一つとして当時のブレア首相な どに渡していたことを明かした。最終的に開 戦を支持した点については、気が進まないな がら支持したとしつつ、当時得られた最良の 根拠に基づき判断を下したと述べた。
- ・<u>当時外務英連邦省法律顧問のマイケル・ウッ</u> ド氏<u>(1月26日)</u>: 武力の行使は国連安保理

- の承認を得ておらず、それ以外に国際法上の根拠もないとして、イラクへの武力行使は国際法に違反すると考えていたと証言した。2003年1月、当時のストロー外相にウッド氏自身の見解を伝えた際には、外相から、ウッド氏の見解は教義上(dogmatic)のものであり、国際法はかなり曖昧な性質を持っている、などとして見解を拒否されたことを明らかにした。
- ・当時法務長官のゴールドスミス卿(1月27日): 武力行使の合法性について、2003年2月までは第二の決議なしの武力攻撃は違法だと認識していたが、2月に米ブッシュ政権の法律担当者らと会談して第二の決議なしでも合法となる可能性はあると考えるようになり、さらに、英国防省の高官らから合法か違法かの明確な見解を要求されて、あらゆることを考慮した結果、合法と見解を変えるに至ったことを明かした。
- ・ 当時首相のトニー・ブレア氏 (1月29日): 2001年9月の同時多発テロの後はリスク評 価の方法 (calculus of risk) が劇的に変化した との見解を示し、自身の決断については、「も しサダム・フセインが大量破壊兵器を展開す る可能性があるのであれば、彼を止めなけれ ばならない」という判断から行われたもの で、今でも考えは変わらないと述べている。 また、英国と米国との関係は「同盟であって、 契約ではない」として、米国がイラクの問題 に対処するにあたり、英国は米国を無条件に 支援するという立場をとっていたことを明 かした。軍事行動の法的根拠については、当 時のゴールドスミス法務長官がもし法的に 正当化できないと述べていたならば、行動を とれなかっただろうとした。情報機関の報告 については、報告を受けてイラクに大量破壊 兵器があることを疑いなく信じていたと述

³⁰⁾ 公聴会の記録は、証人ごとに、委員会の次のページを経由して閲覧可能である。"Evidence - by Witness," The Iraq Inquiry. 〈http://www.iraqinquiry.org.uk/transcripts/oralevidence-bywitness.aspx〉

べている。公聴会の最終段階では、サダム・フセインを排除したことで世界は結果としてより安全になったとして、「責任は感じているが、サダム・フセインを排除したことは後悔していない」との見解を示した。

・当時財務相のゴードン・ブラウン氏(3月5日): 2002年9月の段階で、財務省内では、外交 的解決に失敗して戦争になった場合を想定 して、イラクの復興策に関する文書を作成し ていたと証言した。ただし、米国に対し、戦 争の準備と同様に復興計画が不可欠である として、復興策を真剣に考えるよう説得でき なかったことは、ブラウン氏が後悔している ことの1つであるとも述べている。当時財務 相として戦費を抑制したために軍の装備が 不足して兵士の犠牲増大につながったので はないかという批判に対しては、装備に関す る要求には全て応じていたはずであると反 論した。開戦の是非については、国際社会が 何年もサダム・フセインに対し国際法や国際 的な責務に従うよう求めたが、結局は説得し て従わせるのは不可能となったとして、「正 しい決断で、正当な理由があった」との見解 を示している。

おわりに

オランダの調査では、権威ある法律専門家 らから構成される委員会によって、イラク戦争 の開戦について国際法上の根拠を欠いていると の判断が下されたが、国際社会におけるイラク 戦争に関する認識に与える影響は少なくないで あろう。また、オランダ政府が、当時の国際環 境の中で、どのようにして政治的支持を行うと いう政策に至ったのかが明らかにされており、 興味深いものがある。

英国の調査は、可能な限り公聴会を公開するという方針が示されている通り、非常に開放性・透明性が高い方法で行われている。特に公開公聴会は、ほぼリアルタイムでその様子が英国国民の目に届けられ、次々と当時の政府の内情が明らかにされて注目を集めている。英国は、米国とともに軍事攻撃を行い、また、米国に次ぐ規模の兵士をイラクに駐留させて、その後の占領政策・復興にも深く関与してきた。今後の調査結果が待たれるところである。

(きゅうこ さとみ)